

## 介護保険の利用者負担額引き上げ中止を求める意見書

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は2019年12月27日、「介護保険制度の見直しに関する意見」をとりまとめました。これまで大きな焦点となっていたケアプランの有料化、要介護1・2の生活援助等の見直し、利用者負担の原則2割化等については、実施が見送られました。しかし利用者負担増となる制度改正が2点盛り込まれました。

1点目は「補足給付に関する給付の在り方」として、施設入所者に対する補足給付およびショートステイの補足給付を見直し、本人の負担限度額に上乘せするものです。また補足給付の支給要件となる預貯金等の資産要件の基準を引き下げます。厚労省の資料によると特別養護老人ホームの多床室の場合で、本人年金収入等120万円～155万円の方は、現在は月額5.9万円の自己負担を2.2万円引き上げとなります。同様にショートステイの食費・居住費も自己負担額が引き上げられます。2点目は「高額介護サービス費」について、医療保険の高額療養費制度の基準に合わせて、自己負担限度額を引き上げます。これらは政令等の改正によって、2021年8月から実施される予定となっています。

これまでの経過を振り返ると、介護保険制度発足時は給付に施設入所およびショートステイの居住費・食費が含まれていました。社会保障給付費を削減するために、2005年の法改正で給付の対象外とされました。しかし低所得者の入所や利用が多いため、非課税世帯等へは「補足給付」として負担軽減が行われてきました。その補足給付も2014年の法改正により支給要件が厳しくされ、多くの入所者が負担増になりました。また高額介護サービス費は、2017年の法改正時にも一般区分の自己負担限度額が引き上げられています。

今回の制度改正で「介護保険制度の見直しに関する意見」に基づいて、さらなる自己負担額の引き上げを行えば、決して年金等収入が高いとは言えない多くの入居者・利用者の生活を直撃します。

補足給付から外れることで自己負担の費用を工面できずに施設から退所することや、入所の申し込みも出来ない事態が生じることを懸念します。また治療を目的とする医療保険と異なり、介護保険は生活を支えるために多くの方が生涯にわたって介護サービスを利用し続けます。むやみに高額介護サービス費の限度額を引き上げるべきではありません。

よって政府においては、経済的事情に拘らず必要な時に必要な介護サービスを受けることが出来るよう、今回の制度改正で利用者負担額の引き上げを行わないことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月19日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣

厚生労働大臣 総務大臣